

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大阪府泉南郡熊取町

2. 構造改革特別区域の名称

健やかくまっこ給食特区

3. 構造改革特別区域の範囲

大阪府泉南郡熊取町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

熊取町は、大阪府の南部、泉南郡に位置し、大阪都心部から約35km、関西国際空港から約10kmの距離にあり、東部を貝塚市、西部を泉佐野市といった両市の上に位置する東西約4.8km、南北約7.8kmの木の葉状の形をした面積17.23km²、人口44,653人（平成20年11月30日現在）の町である。東南部は、和泉山脈の山麓地帯となっており、緑におおわれ、西北部はやや平坦で低い丘陵が起伏し、これらの丘陵の間を縫うようにして和泉山脈に源を発する見出川、雨山川、住吉川が町の中央部を流れ大阪湾に注いでいる。気候は、瀬戸内海気候で雨量が少なく古くからかんがい用ため池が多く築かれている。

交通面では、JR阪和線が町の西端を走っており、昭和38年に京都大学原子炉実験所が設置され、熊取駅が快速停車駅となったことにより、大阪都心部まで約30分という立地条件から昭和40年代より宅地開発が進み、昭和50年代には大阪府内で有数の人口急増都市となる。また、関西国際空港の立地により、阪和自動車道や阪神高速湾岸線が整備され、自動車によるアクセスも便利になっている。

昭和60年に大阪明浄女子短期大学（現大阪観光大学）及び関西鍼灸短期大学（現関西医療大学）が開校するとともに、平成元年には大阪体育大学が移転、開校し、京都大学原子炉実験所を含め、四つの大学及び研究機関が立地する学園都市となっている。

本町では、従前から、教育を含め子育て支援に力を注いでおり、保育所については公立が6箇所、私立が2箇所、乳児保育、障害児保育、延長保育、一時保育、休日保育などを実施している。また、子どもたちの健やかな成長のため、子ども相談部門の充実や子育て困難家庭に対する新たなサポート体制の構築など、教育委員会との連携を強化しながら先進的な取り組みを行っている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

本町では、住宅開発による人口増に伴い都市化が進み、児童を持つ家庭のうち核家族世帯が7割を超えている。核家族化の進行により、家族や地域の結びつきが希薄になるにつれ、子育ての協力者や仲間を得ることが難しくなり、家庭における子育てへの負担や不安は増大しており、子育ての孤立化に拍車をかけている。親の悩みや不安は子どもの成長にさまざまな影響を及ぼすことが懸念され、子どもの健やかな成長のためには、保育サービスの向上だけでなく総合的な子育て支援策の充実が課題となっている。また、近年はひとり親家庭や、子育てをしながら働く親は増えており、その働き方も多様化する傾向にある。保育所においては、低年齢児の入所児童の増加や延長保育をはじめ、一時保育や休日保育などの取り組みが必要となっており、これらの需要にこたえていくためには、保育所運営を効率化するとともに、親の子育ての負担を軽減するための施策を図る必要がある。

公立保育所における給食の外部搬入の実施により、衛生面や安全面、食育等に十分配慮しながら経費面での合理的な節減が図られ、その財源を保育サービスの向上だけでなく、子どもの健やかな成長のための施策の充実に活用することが可能となる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

- ① 給食の外部搬入方式の実施により、公立保育所運営の更なる効率化を進め、多様化する保育への保護者のニーズに対応し、保育サービスの拡充を図る。
- ② 献立の評価検討を十分行うことにより、安全・安心で年齢や発達段階に応じたきめ細やかな給食を提供する。また、食物アレルギーを持つ児童や体調不良児については、保育所の調理室において除去食や代替食を用意するなど柔軟に対応する。
- ③ 食育計画に基づき、季節に応じた野菜づくりや地元食材購入を体験させるなど、乳幼児期から身近な食材に慣れ親しむことにより、食への関心を持たせるとともに、正しい食習慣を身につけさせ、児童の健やかな成長に努める。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 給食の外部搬入方式の実施により、保育所施設の維持管理費や適切な調理員の配置等による人件費など経費の節減が図られ、保育所の効率的な運営が図られる。
- ② 衛生面、安全面で設備の整った大型調理施設で調理することや食材の一元購入による経費節減を図り、その財源を保育サービスの向上や子育て支援策の充実に活用できる。また、地元の農産物を食材として購入することにより、農業振興に寄与できる。
- ③ 保育所において、食育計画に基づき園庭や農園での野菜づくり、手作りおやつなどの取り組みなどを進めることで、乳幼児が身近な食材を通じて食に関心を持つとともにきちんとした食事のマナーを身に付け、食を通して感動する心を育てること

とができる。

8. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・子育て支援施策の充実

給食の外部搬入を実施することで、保育所施設の維持管理費や調理員の適切な配置による経費等の節減を図り、これを財源として乳児保育、障害児保育や延長保育など個々の家庭のニーズに柔軟に対応できる保育サービスの拡充や、子育てをするすべての家庭が身近なところでいつでも必要なサービスや支援が受けられる子育て支援センター事業やつどいの広場事業など、多様かつ総合的な子育て支援事業の充実を図る。

・食育の推進

乳幼児期から望ましい食習慣を身に付けることや、野菜づくりの作業を通じ、食に対する興味や関心を持ち、食を通して感動する心を育てるなど、食育に関する取り組みを推進する。

・地産地消の推進

安全で安心な地元農産物を購入することにより、乳幼児に安全な給食を提供するとともに、地域産業の活性化に寄与する。

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

熊取町内の公立保育所（6箇所）

熊取町立第1保育所、熊取町立第2保育所、熊取町立第3保育所、
熊取町立第5保育所、熊取町立第7保育所、熊取町立第8保育所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

公立保育所の給食について、（協）泉佐野給食センターで調理して搬入する外部搬入方式を実施する。各保育所に調理員を配置し、年齢に応じた給食提供（離乳食等）、食物アレルギー児に対応した除去食及び代替食の提供、体調不良児への柔軟な対応を行う。園児用の食器等は消毒し、洗浄保管する。

5 当該規制の特例措置の内容

- (1) 公立保育所における給食の外部搬入の実施にあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成20年4月1日付雇児発第0401002号）」における留意事項を遵守する。

各保育所の調理室の面積及び主な設備は以下のとおりである。なお、各保育所とも加熱設備としてガステーブル、保存設備として冷蔵庫及び冷凍庫、配膳に必要な配膳車が備え付けてあり、再加熱、冷蔵・冷凍、配膳は可能である。各保育所に調理員を1名ないし2名を配置するとともに、体調不良児については、給食の量や食材の大きさ、柔らかさなど調整し、保育所の調理室で乳幼児の体調に合わせた給食を調理し提供する。

（公立保育所調理室の状況）

	調理室面積	加熱設備	保存設備		その他	
		ガステーブル	冷凍・冷蔵庫	冷凍庫	配膳車	食器消毒保管機
第1保育所	32.90 m ²	4口	1台	1台	2台	1台
第2保育所	33.35 m ²	3口	1台	1台	5台	1台
第3保育所	22.00 m ²	3口	1台	1台	2台	1台
第5保育所	35.00 m ²	5口	1台	2台	3台	1台
第7保育所	35.00 m ²	3口	1台	1台	2台	1台

第8保育所	29.40 m ²	2口	1台	1台	1台	1台
-------	----------------------	----	----	----	----	----

(2) 外部搬入による給食は、0歳児から実施することとし、年齢等に応じて味付けや大きさ、固さ、量などを変えて提供する。離乳食については、保育所の調理室で調理し提供する。給食の内容は独自の献立とし、給食の外部搬入については、(協)泉佐野給食センターと委託契約を締結する。

(3) 外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について(昭和62年3月9日付社施第38号)」及び「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日付児発第86号)」を遵守する。

給食の搬入については、加熱調理後、専用のコンテナに入れ、専用の給食運搬車で配送する。搬入された給食は、保育所調理室で調理員により配膳し提供する。なお、再加熱が必要な場合は再加熱を行い配膳する。また、検食については、(協)泉佐野給食センターで配送前に行うとともに、保育所において提供前に検食を行う。

【給食の配送計画】

(平日)

1号車 (第2保育所、第5保育所、第8保育所)

9:30 (協)泉佐野給食センター

↓

9:45 第5保育所 (給食開始11:00)

↓

9:55 第8保育所 (給食開始11:00)

↓

10:05 第2保育所 (給食開始11:00)

2号車 (第1保育所、第3保育所)

9:30 (協)泉佐野給食センター

↓

9:50 第1保育所 (給食開始11:00)

↓

10:05 第3保育所 (給食開始11:00)

3号車 (第7保育所)

9:30 (協)泉佐野給食センター

↓

10:35 第7保育所 (給食開始11:00)

(土曜日)

1号車 (第1保育所、第2保育所、第3保育所、第5保育所、第8保育所)

9:30 (協)泉佐野給食センター

↓

9:50 第5保育所 (給食開始11:00)

↓

9:55 第1保育所 (給食開始11:00)

↓

10:00 第8保育所 (給食開始11:00)

↓

10:10 第2保育所 (給食開始11:00)

↓

10:20 第3保育所 (給食開始11:00)

2号車 (第7保育所)

9:30 (協)泉佐野給食センター

↓

10:30 第7保育所 (給食開始11:00)

【(協)泉佐野給食センターの概要】

名 称：(協)泉佐野給食センター (泉佐野給食事業協同組合)

設立年月：昭和37年1月

構 造：鉄骨造2階 (一部平屋) 建

建築面積：2318.00m² (調理部分1437.88m²)

職 員：59人

事務 6人

栄養士 4人

調理員 35人

運転手 14人

調理能力：10,000食

調理器具：自動洗米送米機、配米配水機、連続自動炊飯機、炊飯機反転機、連続自動揚物機、連続自動焼物機、連続自動かくはん機、大型脱水機、野菜スライサー、食器自動洗浄機、コンテナ自動洗浄機、食器格納保管庫、食器消毒庫、大型冷蔵庫、大型冷凍庫、材料保存庫など

(4) 給食の内容については、毎月1回各保育所の主任保育士と(協)泉佐野給食センターの調理責任者と栄養士からなる給食献立作成会議を開催し、前月分の献立の検証と次月の

献立作成を行う体制とする。また、献立については、本町栄養士の指導を受けながら児童の発育・発達過程に応じた必要栄養素量を確保する。さらに、1月ごとの献立表を保護者に配布し、献立の周知とともに献立に対する保護者の要望等の把握に努める。

アレルギー児の対応については、対象となる児童の保護者により1月分のすべての献立の確認を行い、提供可能な食材等により提供する。